2　養殖共済の共済金の支払の特例の対象となる養殖業の追加
　養殖共済の共済金の支払の特例の対象となる養殖業として、かき養殖業を追加することとした。（第一八条第一項関係）
3　漁業施設共済の共済金の支払に関する特約の導入に伴う規定の整備
　漁業施設共済の共済金の支払に関する特約に係る養殖施設又は漁具として、浮流し式養殖施設、はえ縄式養殖施設、いかだ、網いけす、定置網及びまき網を定めることとした。（第二一条の二関係）
4　共済掛金の国庫補助
　漁業法第一六条第八項第二号又は第三号の法人が営む定置漁業について、漁獲共済の共済掛金に対する国庫補助を漁業協同組合等と同水準に拡大することとした。（第二三条第四項関係）
5　その他
　その他所要の規定の整備を行うこととした。
6　施行期日
　この政令は、平成二一年一〇月一日から施行することとした。

◇原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二〇一号）（文部科学省）

一　原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部改正関係
1　原子力損害の賠償に関する法律（昭和三六年法律第一四七号）第七条第一項の賠償措置額について政令で定める原子炉の運転等の種類に応じた政令で定める金額を、改正前の一二〇億円又は二一〇億円から二四〇億円又は四〇億円へ引き上げることとした。（第二条関係）
2　原子炉の運転の終了後に当該運転に付随してする核燃料物質等の事業所内の運搬、廃棄又は貯蔵等について、賠償措置額の特例額を定めることとした。（第二条関係）

二　原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部改正関係
1　補償損失の発生の見込み、国の事務取扱費等を勘案して政令で定める原子力損害賠償補償契約に係る補償料率を、万分の五から万分の三に引き下げることとした。（第三条第一項関係）
2　原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三六年法律第一四八号）第一八条第一項に基づき損害保険会社等に委託することができる原子力損害賠償補償契約に基づく政府の業務の範囲等を定めることとした。（第一二条関係）

三　この政令は、平成二二年一月一日から施行することとした。

◇経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（経済産業省）

1　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める経済連携協定として、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定を定めることとした。（第一条関係）
2　法第五条の政令で定める期間として、発給申請書及び証明資料提出者から提出された発給申請書及び資料を経済産業大臣が保存すべき期間を定めることとした。（第四条関係）
3　法第三〇条第一項の政令で定める期間として、第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品がベトナム社会主義共和国に輸出された日以後ベトナム社会主義共和国から最初に当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合及び当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合に経済産業大臣が回答すべき期間を定めることとした。（第六条関係）
4　この政令は、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の効力発生の日から施行することとした。

◇港則法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（国土交通省）

1　港則法を適用する港として姫川港を追加するとともに、同港の区域を定めることとした。（別表第一関係）
2　佐井港、由良港及び丸亀港の区域を変更することとした。（別表第一関係）
3　この政令は、平成二一年八月二〇日から施行することとした。

政　令

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百九十八号

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は平成二十一年八月十九日とし、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十二年五月十九日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十一年十一月十九日とする。

総務大臣　佐藤　勉
厚生労働大臣　舛添　要一
国土交通大臣　金子　一義
内閣総理大臣　麻生　太郎

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百九十九号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三条の二第二項第二号ニ及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部改正）

第一条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第二条中「規模等」を「規模その他の事項」に改め、同条を第三条とする。